

矢巾町児童福祉施設長寿命化計画

令和3年2月

岩手県矢巾町

目次

第1章	児童福祉施設の長寿命化計画の背景・目的	1
1-1	計画の背景	1
1-2	計画策定の目的	1
1-3	計画期間	2
1-4	対象施設	2
第2章	児童福祉施設の実態把握	4
2-1	児童福祉施設の運営状況及び活用状況等の実態	4
2-2	老朽化状況と過去の点検、修繕作業等の履歴	13
第3章	長寿命化計画の基本的な方針	21
3-1	修繕等の基本的な方針	21
3-2	目標使用年数	22
3-3	修繕等の優先順位付け	22
第4章	実施計画	23
4-1	点検・診断の実実施計画	23
4-2	修繕等の実施計画	23
4-3	実施計画の運用方針	25

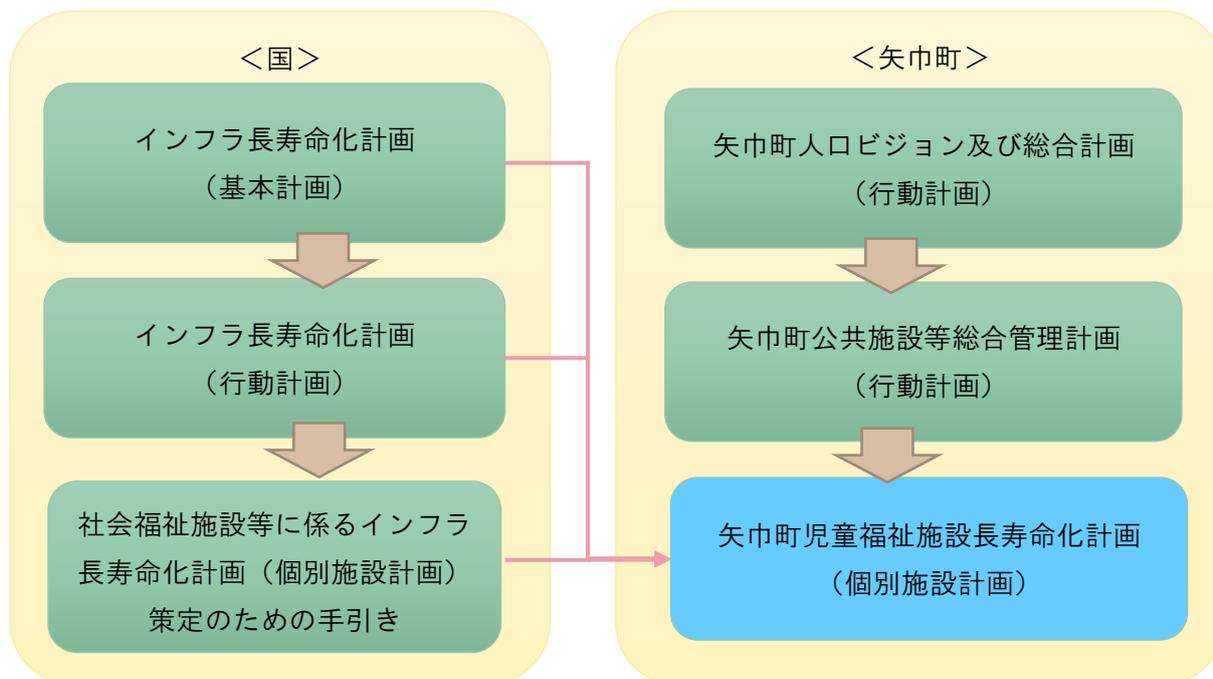
第1章 児童福祉施設の長寿命化計画の背景・目的

1-1 計画の背景

矢巾町（以下、「本町」という）は、人口増加や経済発展に伴う町民のニーズに応えるため、昭和50年代から公共施設等への集中的な投資を行ってきました。それから約40年余りが経過しておりますが、全国的な超高齢化、少子化社会による人口減少は、地方公共団体の財政に大きな影響を与え、今後は財政規模の縮小を基本とした公共施設等の整備・維持・管理の在り方や老朽化に対する対策を効率的・効果的に進めるためのコンパクトな社会への転換が求められており、社会構造が変化し公共施設の利用需要が量、質ともに変化していくことを踏まえ、それらに対応して公共施設の修繕や更新を考えていく必要があります。

本町が所有する公共施設等に関する課題を整理、今後の町有資産の管理や利活用に関する基本的な考え方や方向性を明らかにするため、平成28年12月に「矢巾町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、この「矢巾町公共施設等総合管理計画」で取りまとめられた施設分類ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、児童福祉施設長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。



1-2 計画策定の目的

本計画の上位計画となる「矢巾町公共施設等総合管理計画（平成28年12月）」における基本的な方針では、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化といった既存施設の縮減を検討するとともに、保全の方法を見極めたうえで長寿命化を図っていくものと定めています。

今後は、これまでのように公共施設等の機能や性能に明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する事後保全型の維持管理から、点検・診断等の情報を活用し、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、異常の兆候を事前に把握・予測し、計画的に改修する「予防保全」への転換を図っていきます。

1-3 計画期間

矢巾町公共施設等総合管理計画の計画期間は10年程度とされています。本計画は、可能な限り長期的な視点で見据えながら、計画期間は令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの5年とします。ただし、計画期間内であっても上位計画の見直しや社会情勢の急激な変化などに応じて、5年程度を目安に適宜見直すものとします。

1-4 対象施設

本計画の対象となる施設は、次のとおりとします。

(1) 矢巾町立煙山保育園

<施設概要>

所在地 矢巾町大字上矢次 6-45-1

構造 木造1階建

建築年度 平成27年度

延床面積 996.10㎡



(2) 矢巾町立徳田児童館

<施設概要>

所在地 矢巾町大字西徳田 3-108

構造 木造一部鉄骨造1階建

建築年度 昭和62年度

延床面積 221.66㎡



(3) 矢巾町立煙山児童館

<施設概要>

所在地 矢巾町大字北矢幅 1-27-2

構造 鉄骨造2階建

建築年度 昭和61年度

増改築 平成26年度

延床面積 410.78㎡



第2章 児童福祉施設の実態把握

2-1 児童福祉施設の運営状況及び活用状況等の実態

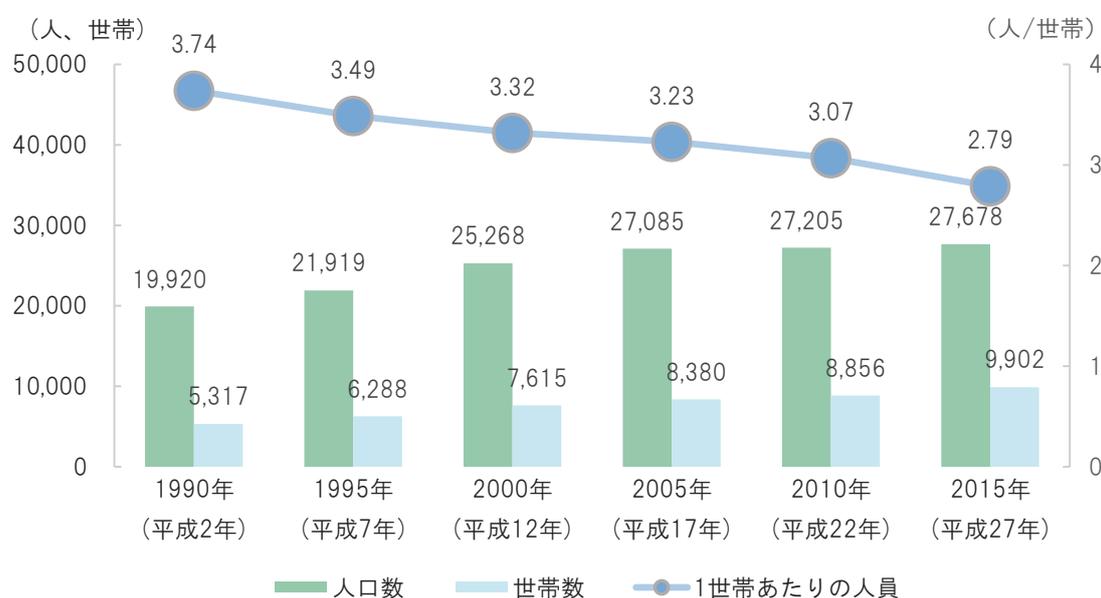
(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数は、平成27年（2015年）現在、27,678人、9,902世帯であり、一世帯当たりの人員は2.79人となっています。

人口は、平成2年（1990年）以降増加していますが、平成17年以降の増加は緩やかになっています。

世帯数も人口同様、増加が続いていますが、世帯あたりの人員については年々減少しています。

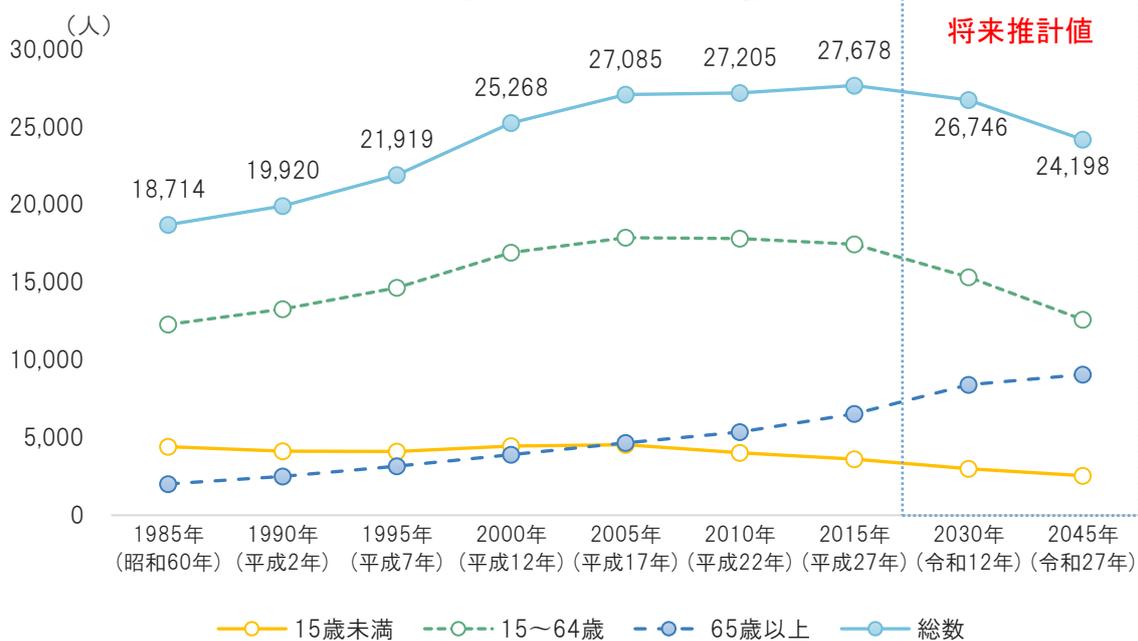
図-1 人口・世帯・世帯あたり人口の推移



資料：国勢調査

図-2に示す通り、平成27年まで総人口は増加しているものの、昭和60年（1985年）から15歳未満の人口が減少し、平成22年からは15～64歳の人口も減少し始めています。65歳以上の高齢者は平成27年まで絶えず増加しており、将来推計によると、令和27年（2045年）は、総人口が24,198人まで減少し、その時点の3区分人口の割合は、15歳未満が11%、15～64歳が52%、65歳以上が37%と推計され、より一層高齢化が進むものと考えられています。

図-2 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計結果）

(2) 人口動態

自然増減は、平成30年まで出生数より死亡数が上回っています。社会増減は、平成24年までは転入数より転出数が多く、平成25年から平成29年を除き転入数が増加しています。近年の本町の人口増は社会増によるものと言えます。

図-3 人口動態の推移



資料：平成30年矢巾町 町勢要覧

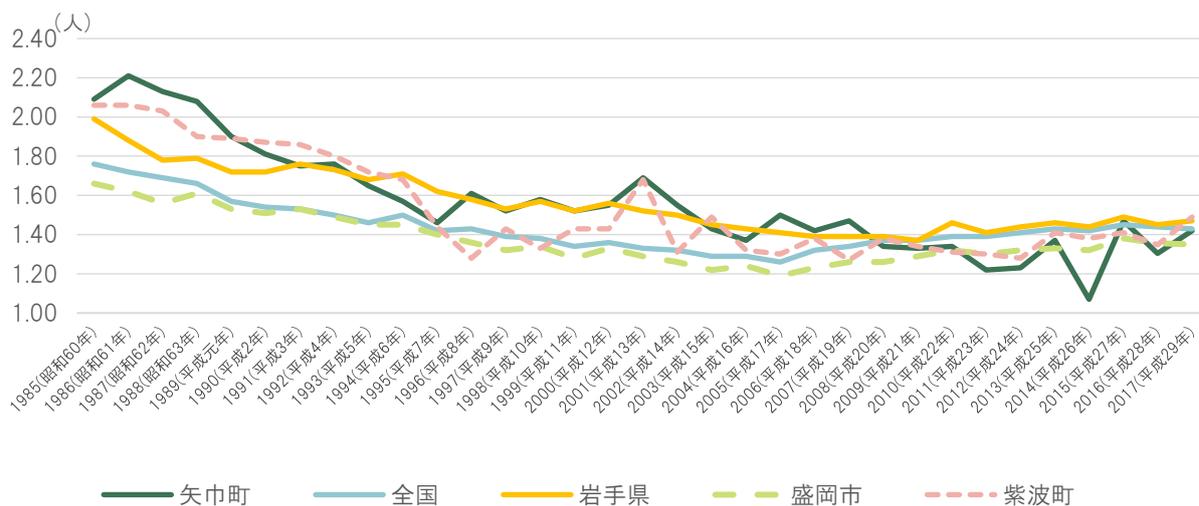
続いて、合計特殊出生率の推移について、全国・岩手県・盛岡市・紫波町との比較を、図-4に示します。

合計特殊出生率は「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が

その年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

本町は、昭和 61 年の 2.21 から年々減少し、平成 23 年からは比較対象中最も低い値を示し、平成 29 年で 1.42 となっています。人口の維持に必要なこの値は 2.07 と言われており、本町ではこの値を平成元年から下回っています。今後の人口維持や増加を進めるうえでこの合計特殊出生率の改善策が必要であると考えられます。

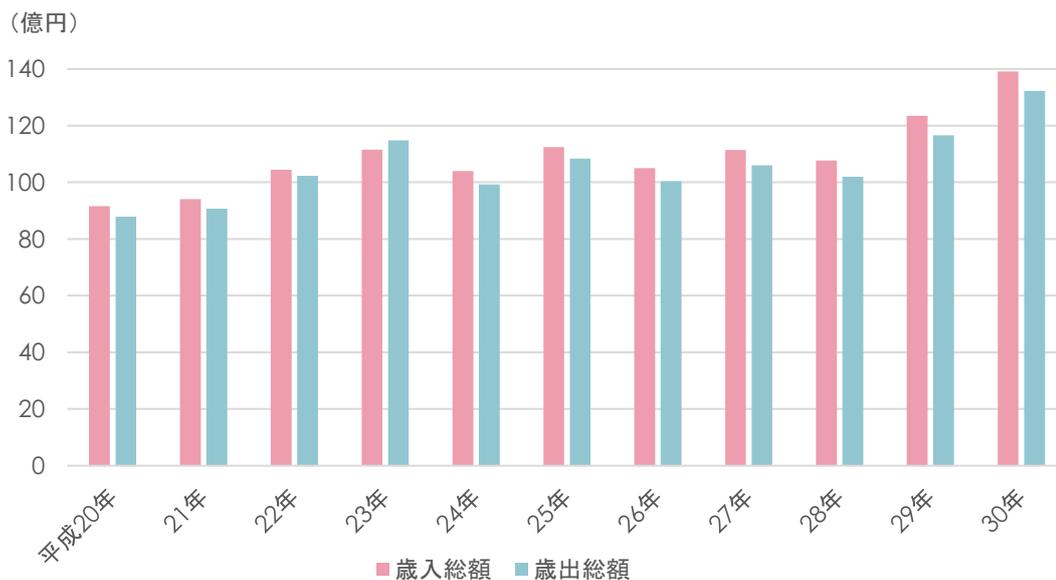
図-4 合計特殊出生率の推移



資料：岩手県ホームページ 人口動態統計データ

(3) 財政状況

本町の財政規模は、平成 20 年から平成 30 年まで増加傾向にあります。財政力指数は、平成 30 年は 0.67 で、平成 21 年度比で+0.05 ポイントとなっています。人口増加や地方交付税措置のある地方債の活用等により基準財政需要額が増加しているものの、町税や税交付金・譲与税の増収により基準財政収入額も増加していることから、財政力指数は上昇しています。



(単位：億円)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
歳入総額	91.6	94.1	104.4	111.5	104.0	112.4	105.0	111.4	107.7	123.5	139.1
歳出総額	87.9	90.7	102.3	114.8	99.3	108.4	100.4	106.0	102.0	116.6	132.3

■主要財政指標の推移

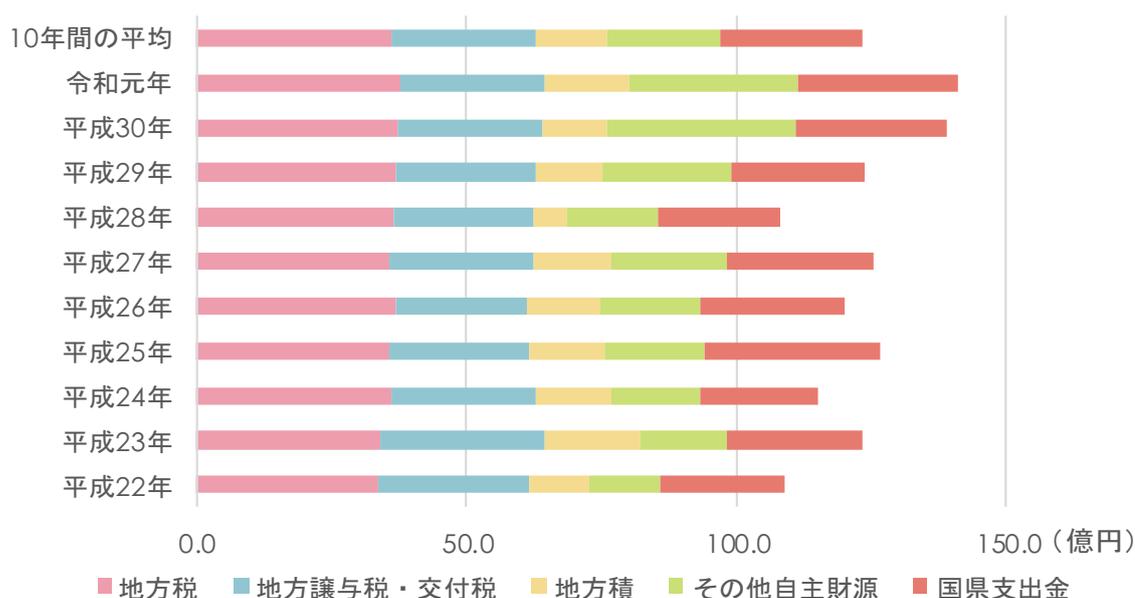
	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年	0.67	98.5	12.9	119.1
平成29年	0.67	95.6	13.6	126.1
平成28年	0.66	93.4	14.3	123.2
平成27年	0.65	94.6	14.9	186.5
平成26年	0.63	94.2	15.5	170.6
平成25年	0.61	89.8	15.9	154.6
平成24年	0.59	80.7	15.6	147.0
平成23年	0.59	83.3	15.6	149.7
平成22年	0.61	77.6	16.3	156.3
平成21年	0.62	81.9	18.0	101.0
平成20年	0.62	82.5	19.4	115.6

資料：総務省 HP 地方公共団体の主要財政指標一覧

■歳入

本町の歳入は、平成30年で約139億となっており、平成21年度比で+41.1億円(+41.9%)となっています。歳入の根幹である町税は、年度間の増減はあるものの、全体的に人口集積や景気好転の影響により増加傾向となっています。

その他自主財源は、近年の投資的事業の集中や新たな行政需要に対する施策の拡充による歳出増に対応するため、基金の取り崩しに伴う繰入金が増加しているほか、ふるさと納税事業の推進により寄附金が増加しています。



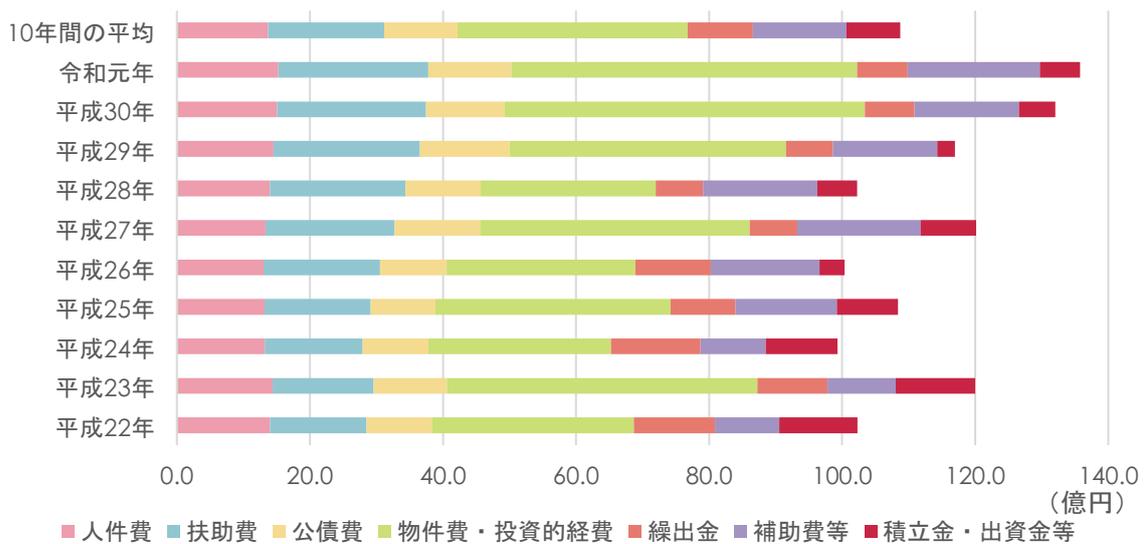
(単位：千円)

	地方税	地方譲与税・交付税	地方積	その他自主財源	国県支出金
令和元年	3,791,476	2,652,362	1,591,893	3,124,000	2,967,366
平成30年	3,715,681	2,678,700	1,204,903	3,493,925	2,819,790
平成29年	3,676,682	2,625,662	1,238,268	2,358,374	2,485,053
平成28年	3,668,634	2,590,901	626,385	1,658,687	2,272,081
平成27年	3,558,917	2,694,878	1,437,934	2,123,717	2,743,555
平成26年	3,692,247	2,442,931	1,337,187	1,863,227	2,680,886
平成25年	3,561,868	2,599,669	1,385,540	1,876,372	3,265,544
平成24年	3,615,650	2,668,080	1,427,300	1,612,448	2,209,328
平成23年	3,404,262	3,035,844	1,800,122	1,583,432	2,532,693
平成22年	3,368,367	2,804,035	1,093,756	1,322,989	2,321,133
10年間の平均	3,605,378	2,679,306	1,314,329	2,101,717	2,629,743

■ 歳出

本町の歳出は、歳出の平成 30 年度決算額は 132.0 億円となり、平成 21 年度比で+37.7 億円 (+39.9%) となっています。

投資的経費は、各年度の建設事業費の増減により変動しているが、義務的経費及びその他の経費は、全体的に歳出決算規模の拡大に比例して増加傾向となっています。

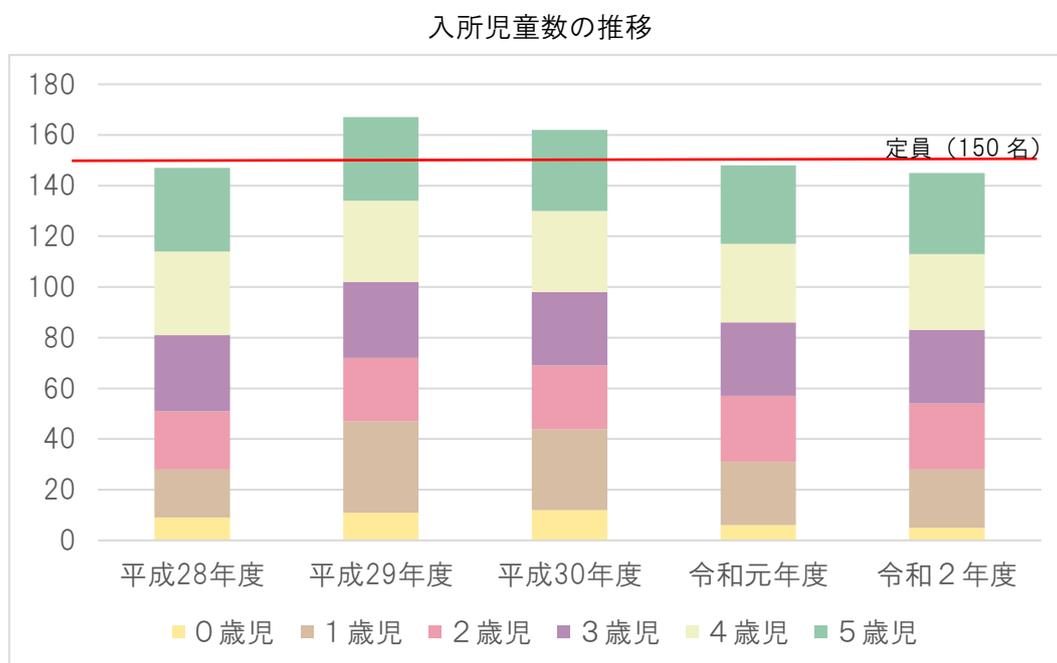


(単位：千円)

	人件費	扶助費	公債費	物件費・投資的経費	繰出金	補助費等	積立金・出資金等
令和元年	1,525,402	2,251,363	1,250,926	5,197,218	756,939	1,991,779	600,996
平成30年	1,506,982	2,240,467	1,175,696	5,420,096	740,232	1,574,045	544,189
平成29年	1,452,274	2,199,301	1,348,578	4,158,433	704,183	1,567,778	265,531
平成28年	1,400,807	2,035,971	1,130,663	2,631,589	709,231	1,718,637	598,919
平成27年	1,334,281	1,935,161	1,290,026	4,047,991	719,025	1,853,211	836,429
平成26年	1,304,035	1,750,784	1,001,943	2,836,438	1,133,263	1,632,433	379,403
平成25年	1,316,579	1,594,949	976,115	3,534,120	976,511	1,523,540	917,860
平成24年	1,321,276	1,472,608	985,480	2,747,256	1,341,496	982,086	1,078,197
平成23年	1,437,786	1,517,139	1,103,146	4,667,755	1,054,498	1,024,250	1,197,218
平成22年	1,399,462	1,450,381	982,789	3,038,486	1,217,058	965,760	1,174,837
10年間の平均	1,399,888	1,844,812	1,124,536	3,827,938	935,244	1,483,352	806,049

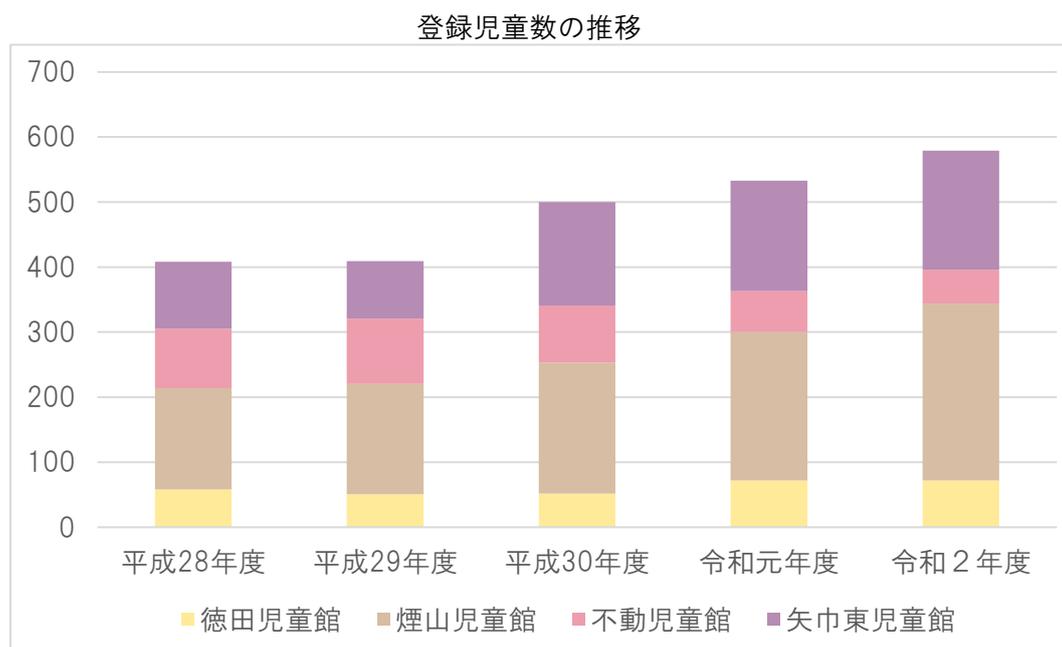
(4) 保育所の入所児童数の推移

保育所の入所児童数は平成 29 年度をピークに徐々に減少しており、令和元年度以降は定員(150名)以下でおおむね横ばいとなっています。



(5) 児童館の登録児童数の推移

児童館の登録児童数は年々増加しており、児童館別では煙山児童館及び矢巾東児童館において増加しています。煙山児童館及び矢巾東児童館においては、それぞれ小学校の校舎の一部を活用して児童の分散(キッズクラブ: 煙山児童館は3~6年生、矢巾東児童館は4~6年生)を図っています。



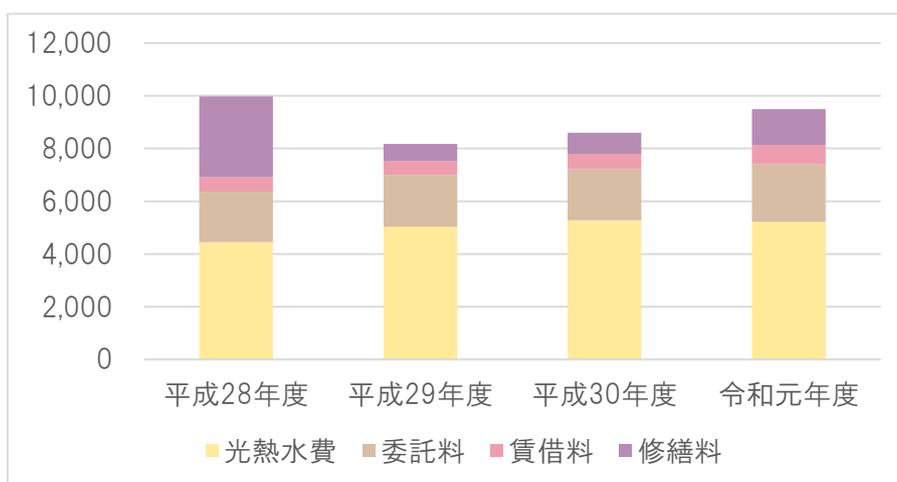
(6) 施設関連経費の推移

本町の各対象施設に係るコスト状況をみると、過去4年間の施設関連経費は、次のとおりです。

・施設合計

(千円)

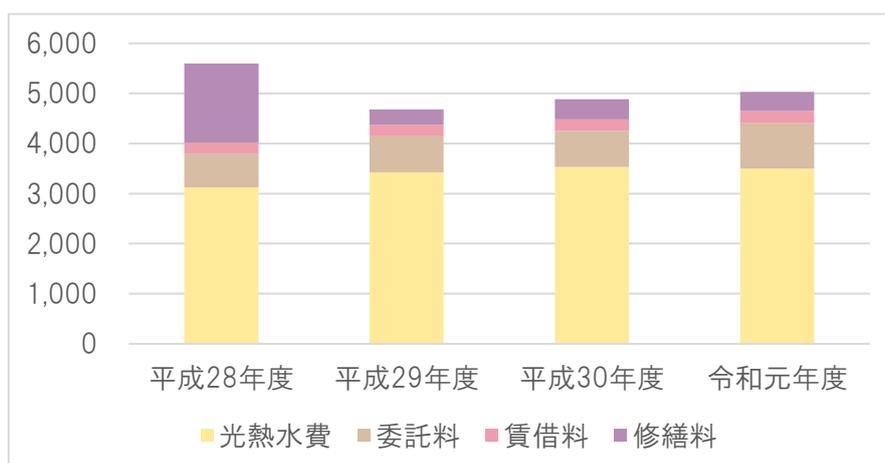
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	4,445	5,041	5,282	5,216
委託料 (電気、機械設備等)	1,910	1,948	1,942	2,190
賃借料 (マット等)	556	529	570	733
修繕費	3,074	652	806	1,353
合計	9,985	8,170	8,600	9,492



・煙山保育園

(千円)

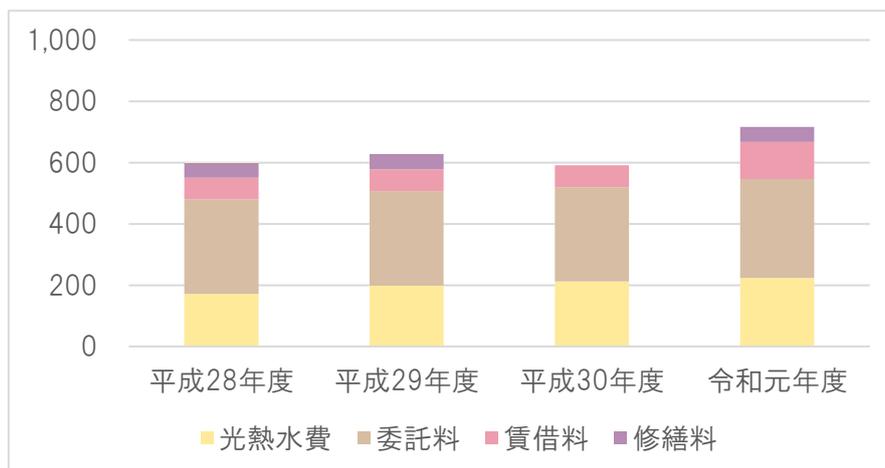
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	3,128	3,423	3,536	3,498
委託料 (電気、機械設備等)	670	723	719	909
賃借料 (マット等)	217	230	227	244
修繕費	1,584	307	402	379
合計	5,599	4,683	4,884	5,030



・徳田児童館

(千円)

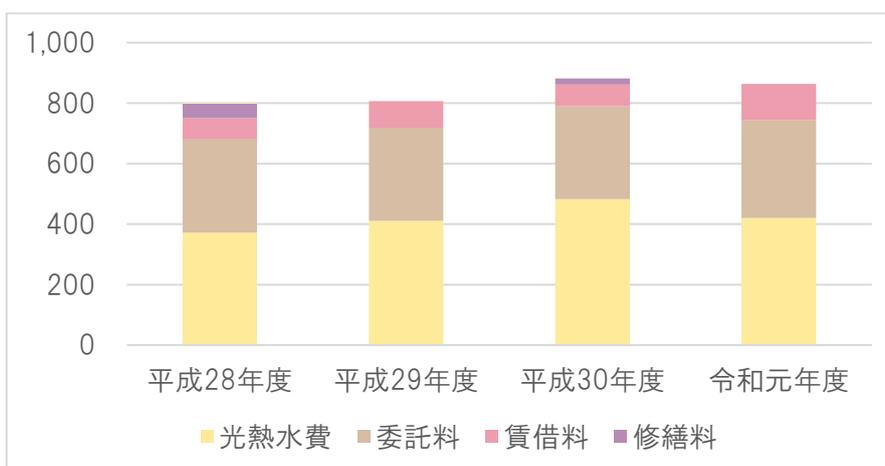
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	172	199	212	224
委託料 (電気、機械設備等)	308	308	308	323
賃借料 (パソコン等)	71	71	71	120
修繕費	50	50	0	49
合計	601	628	591	716



・煙山児童館

(千円)

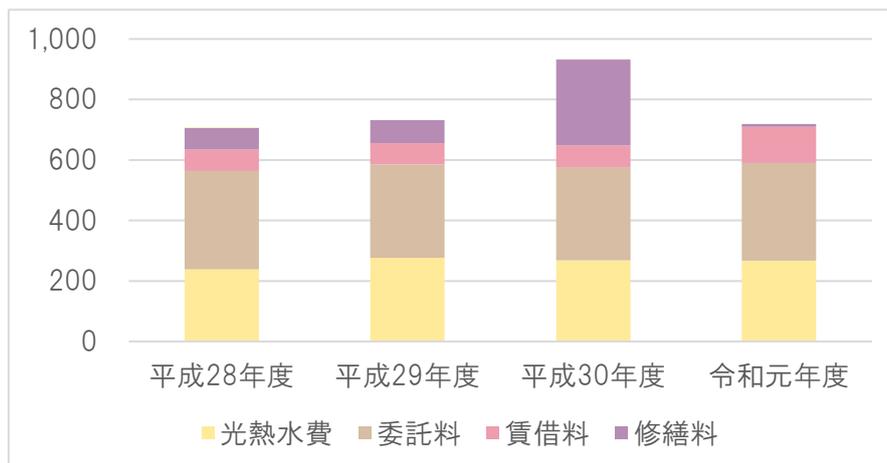
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	372	411	482	420
委託料 (電気、機械設備等)	308	308	308	323
賃借料 (パソコン等)	71	88	71	120
修繕費	47	0	20	0
合計	798	807	881	863



・ 不動児童館

(千円)

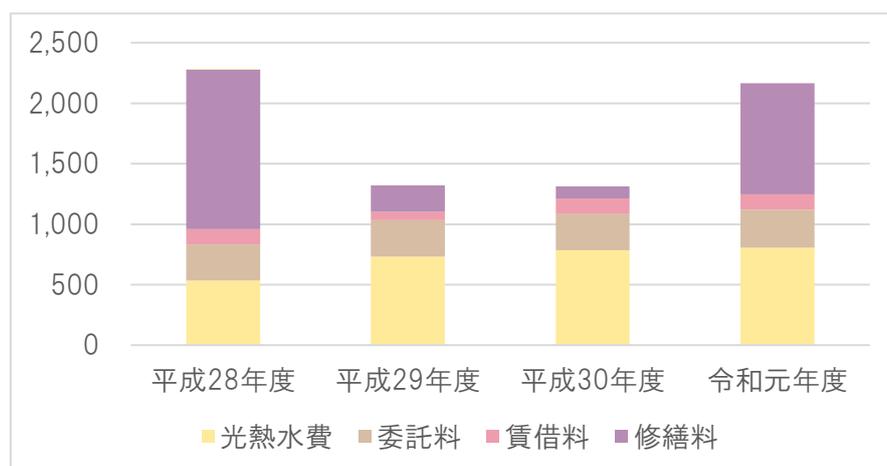
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	239	277	268	267
委託料 (電気、機械設備等)	325	308	308	323
賃借料 (パソコン等)	71	71	72	120
修繕費	71	76	284	9
合計	706	732	932	719



・ 矢巾東児童館

(千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
光熱水費	534	731	784	807
委託料 (電気、機械設備等)	299	301	299	312
賃借料 (コピー機等)	126	69	129	129
修繕費	1,322	219	100	916
合計	2,281	1,320	1,312	2,164



2-2 老朽化状況と過去の点検、修繕作業等の履歴

文部科学省が作成した「学校施設等の長寿命化計画策定に係る手引」及び「学校施設等の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に現地調査を実施し、劣化状況の評価及び健全度の算定を行いました。

(1) 劣化状況評価

劣化状況評価は、「①躯体の健全性」と「②躯体以外の劣化状況」に分けて評価します。

① 躯体の健全性

躯体の健全性は、建物の建築年度から耐震安全性※1を把握し判定します。

新耐震基準は長寿命と判定します。旧耐震基準のうちRC造は、耐震診断結果から耐震性がある場合（圧縮強度 13.5N/mm²以上）、長寿命と判定します。また、旧耐震基準のうちS造、W造は、概ね築年数が40年以上で腐食や劣化が著しいものがない場合、長寿命と判定します。本計画の対象施設は、長寿命と判定します。

※1 耐震安全性 昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは耐震基準を昭和56年度以前の建物を「旧耐震」、昭和57年度以降の建物を「新耐震」に分類します。

建築基本情報								構造躯体の健全性					
施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年度		建築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
					西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上の区分
煙山保育園	保育所	W	1	996.10	2015	H27	5	新	-	-	-	-	長寿命
徳田児童館	児童館	W,S	1	221.66	1987	S62	33	新	-	-	-	-	長寿命
煙山児童館	児童館	S	2	410.78	1986	S61	34	新	-	-	-	-	長寿命
不動児童館	児童館	W	1	470.36	1991	H3	29	新	-	-	-	-	長寿命
矢巾東児童館	児童館	W,S	1	327.93	2004	H16	16	新	-	-	-	-	長寿命

② 躯体以外の劣化状況

躯体以外の劣化状況については、建築基準法第12条に定められている建築物の点検及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づく目視調査を行います。

具体的には、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に、以下のとおり、A、B、C、Dの4段階で評価します。

■目視による評価（屋根・屋上、外壁）

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある
	(安全上、機能上、問題あり)
	(躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

■経過年数による評価

(内部仕上げ、電気設備、機械設備)

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

(2) 健全度の説明及び算出方法

健全度は、建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定します。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

③健全度

$$\text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

健全度計算例

	評価	→	評価点	×	配分	=	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	=	800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292
計							3,148
							÷ 60
健全度							52

躯体以外の劣化状況

建築基本情報								劣化状況評価					
施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築年数	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 100点満点
					西暦	和暦							
煙山保育園	保育所	W	1	996.10	2015	H27	5	A	A	A	A	A	100
徳田児童館	児童館	W,S	1	221.66	1987	S62	33	C	C	B	B	B	62
煙山児童館	児童館	S	2	410.78	1986	S61	34	C	C	B	B	B	62
不動児童館	児童館	W	1	470.36	1991	H3	29	C	C	B	B	B	62
矢巾東児童館	児童館	W,S	1	327.93	2004	H16	16	B	B	A	A	A	90

※建築基準法第12条に定められている建築物の点検の対象外であるが、劣化状況調査は実施し評価しています。

施設名：矢巾町立煙山保育園				
	建築年度	2015 年度（平成 27 年度）		
	建築年数	5 年		
	構造種別	W（木造）		
	評価	1 屋根・屋上	A	
		2 外壁	A	
		3 内部仕上げ	A	
4 電気設備		A		
5 機械設備	A			
1 屋根・屋上				
	特記事項 なし	/		
2 外壁				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
3 内部仕上げ				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
4 電気設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	
5 機械設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	

施設名：矢巾町立德田児童館				
	建築年度	1987 年度（昭和 62 年度）		
	建築年数	33 年		
	構造種別	W、S（木造一部鉄骨造）		
	評価	1 屋根・屋上	C	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上げ	B	
4 電気設備		B		
5 機械設備	B			
1 屋根・屋上				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる			
2 外壁				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる		特記事項 全体的に劣化が進んでいる	
3 内部仕上げ				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
4 電気設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	
5 機械設備				
	特記事項 定期的な更新が必要			

施設名：矢巾町立煙山児童館				
	建築年度	1986 年度（昭和 61 年度）		
	建築年数	34 年		
	構造種別	S（鉄骨造）		
	評価	1 屋根・屋上	C	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上げ	B	
4 電気設備		B		
	5 機械設備	B		
1 屋根・屋上				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる (既存部分)	/		
2 外壁				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる (既存部分)		特記事項 なし	
3 内部仕上げ				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
4 電気設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	
5 機械設備				
	特記事項 定期的な更新が必要	/		

施設名：矢巾町立不動児童館				
	建築年度	1991 年度（平成 3 年度）		
	建築年数	29 年		
	構造種別	W（木造）		
	評価	1 屋根・屋上	C	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上げ	B	
4 電気設備		B		
5 機械設備	B			
1 屋根・屋上				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる	/		
2 外壁				
	特記事項 全体的に劣化が進んでいる		特記事項 全体的に劣化が進んでいる	
3 内部仕上げ				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
4 電気設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	
5 機械設備				
	特記事項 定期的な更新が必要	/		

施設名：矢巾町立矢巾東児童館				
	建築年度	2004 年度（平成 16 年度）		
	建築年数	16 年		
	構造種別	W、S（木造一部鉄骨造）		
	評価	1 屋根・屋上	C	
		2 外壁	C	
		3 内部仕上げ	B	
4 電気設備		B		
	5 機械設備	B		
1 屋根・屋上				
	特記事項 なし	/		
2 外壁				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
3 内部仕上げ				
	特記事項 なし		特記事項 なし	
4 電気設備				
	特記事項 定期的な更新が必要		特記事項 定期的な更新が必要	
5 機械設備				
	特記事項 定期的な更新が必要	/		

(3) 過去の点検、修繕作業等の履歴情報

・各対象施設において、過去に実施した主な修繕又は工事等は次のとおりです。

部位	年度	内容
1 屋根・屋上	平成 28 年度	-
	平成 29 年度	-
	平成 30 年度	-
	令和元年度	-
2 外壁	平成 28 年度	-
	平成 29 年度	-
	平成 30 年度	-
	令和元年度	-
3 内部仕上げ	平成 28 年度	煙山保育園：廊下コート掛け修繕 煙山児童館：ドア修繕 不動児童館：図書室床下工事 矢巾東児童館：トイレ等ペンキ塗装
	平成 29 年度	矢巾東児童館：事務室床修繕
	平成 30 年度	-
	令和元年度	徳田児童館：トイレ換気扇修繕 矢巾東児童館：網戸張替えサッシ交換
4 電気設備	平成 28 年度	煙山保育園：エアコン増設工事 矢巾東児童館：暖房修繕
	平成 29 年度	煙山保育園：エアコン増設工事 矢巾東児童館：暖房修繕
	平成 30 年度	煙山児童館：暖房修繕
	令和元年度	煙山保育園：パワーコンディショナーフィルタ交換 徳田児童館：暖房修繕 矢巾東児童館：暖房修繕
5 機械設備	平成 28 年度	-
	平成 29 年度	-
	平成 30 年度	煙山保育園：汚水ポンプ修繕 汚水ポンプフロートスイッチ交換
	令和元年度	-

第3章 長寿命化計画の基本的な方針

3-1 修繕等の基本的な方針

本町の上位計画である公共施設総合管理計画における実施方針及び劣化状況評価結果を踏まえ、修繕等の基本的な方針は次のとおりです。

(1) 計画的な老朽化対策

煙山保育園においては、平成27年度に新築したため、現時点では施設及び設備において修繕が必要な箇所は見受けられません。しかしながら、建築年数が経過することで施設の老朽化が進み、電気及び機械設備については定期的な更新を要することから、限られた予算の中で効率的に維持・管理していく必要があります。

徳田児童館においては、昭和62年度に新築し33年経過していることもあり、屋根及び外壁の全体的な劣化が見受けられ、外壁の一部は剥がれている箇所もあり修繕が必要です。内部仕上げについては、特に修繕が必要な箇所は見受けられませんが、電気及び機械設備については、それぞれ定期的な更新が必要です。

煙山児童館においては、昭和61年度に新築し、平成26年度に増改築していますが、既存部分は34年経過していることもあり、屋根及び外壁の全体的な劣化が見受けられます。内部仕上げについては、特に修繕が必要な箇所は見受けられませんが、電気及び機械設備については、それぞれ定期的な更新が必要です。

不動児童館においては、平成3年度に新築し29年経過していることもあり、屋根及び外壁の全体的な劣化が見受けられ、雨どいの一部が破損している箇所もあり修繕が必要です。内部仕上げについては、特に修繕が必要な箇所は見受けられませんが、電気及び機械設備については、それぞれ定期的な更新が必要です。

矢巾東児童館においては、平成16年度に新築し16年経過していますが、屋根、外壁及び内部仕上げについて、特に修繕が必要な箇所は見受けられません。電気及び機械設備については、それぞれ定期的な更新が必要です。

以上のことから、次のような場合を除き、施設全体を建て替えるよりも工事費が安価となる修繕工事を基本として、施設の長寿命化を図ることとします。

- ・構造躯体の劣化が激しく、修繕又は改修に多額の費用がかかり、建て替えの方が経済的に望ましい場合
- ・施設の安全性が十分に確保できないなど、建て替えないと問題を解決できない場合
- ・施設の統廃合など、全町的な施設の配置の見直しなどによる場合

また、修繕又は改修についても大規模な不具合が発生した後に行うのではなく、損傷が軽微である早期の段階から予防的な修繕又は改修を行うことにより、突発的な事故や費用の発生を減少させるとともに施設の不具合による被害のリスクを緩和する「予防保全型維持管理」を行います。

(2) 環境に配慮した施設設備

近年、環境問題として地球温暖化などが課題となっていることから、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を進めることにより、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

(3) 避難場所としての防災機能強化

児童福祉施設のうち、煙山保育園は災害時の町指定避難場所となっているとともに、防災拠点保育施設として代替保育を実施するため、施設整備及び地域の防災機能強化の観点から不具合個所の解消について積極的に取り組む必要があります。

3-2 目標使用年数

各対象施設の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表によると木造建は24年、鉄骨建は38年となりますが、「建築物の耐久計画に関する考え方」（昭和63年社団法人日本建築学会編）を参考にして、目標使用年数を次のとおりとします。

施設名	構造	経過年数	目標耐用年数
煙山保育園	木造	5	50
徳田児童館	木造一部鉄骨造	33	50
煙山児童館	鉄骨造	34 ※既存部分	50
不動児童館	木造	29	50
矢巾東児童館	木造一部鉄骨造	16	50

3-3 修繕等の優先順位付け

施設評価を踏まえ、児童福祉施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示します。

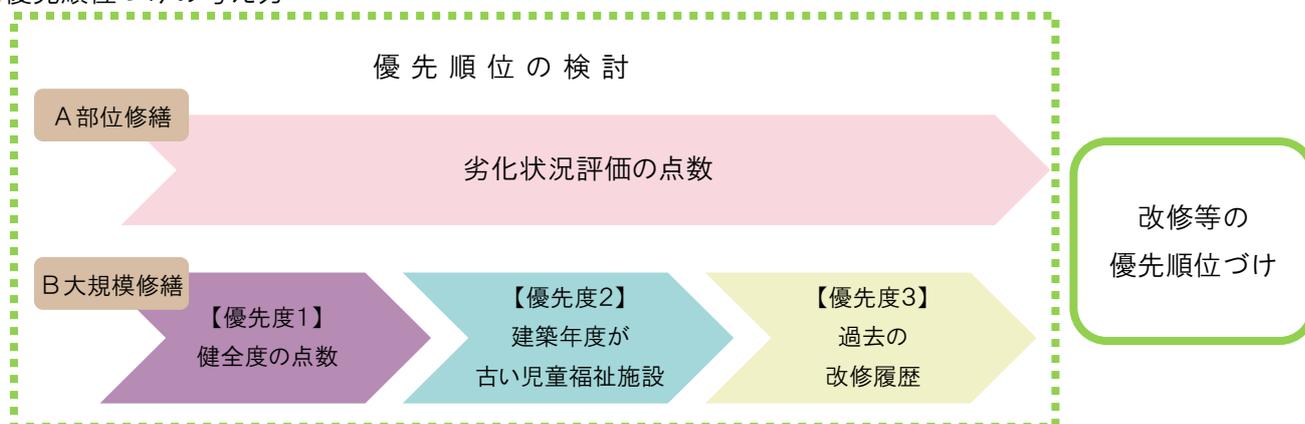
優先順位付けについては、「A部位修繕」、「B大規模修繕」の2通りの修繕方法を設定します。

「A部位修繕」の優先順位付けについては、劣化状況評価の結果の低い箇所から順に行うことを基本とします。

「B大規模修繕」の優先順位付けについては、健全度の低い順に行うことを基本としますが、改修等の実施時期の平準化を図るため、建築年度や過去の改修履歴を考慮して、優先順位付けを行うものとします。

なお、本計画における優先順位付けについては、施設の劣化状況などの観点から行うものですが、児童数の推移や周辺の児童福祉施設の状況など、児童福祉事業を取り巻く環境を総合的に判断し、具体的に検討するものとします。

■優先順位づけの考え方



第4章 実施計画

4-1 点検・診断の実施計画

施設を長期的に活用するため、適切な点検・診断を実施し、建物の劣化・損傷の把握に努めます。

点検・診断の方法については、職員による通常点検（目視点検等）及び設備の保守管理委託業者による詳細点検等を行います。

4-2 修繕等の実施計画

修繕等の実施計画は次の表のとおりですが、上記の点検・診断の実施計画に基づき行った結果を勘案し、施設の予防保全型維持管理を実施します。

<煙山保育園>

年度	建築年数	部位				
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
令和3年度	6年					
令和4年度	7年					
令和5年度	8年				暖房交換	
令和6年度	9年					
令和7年度	10年				エアコン交換	

※施設設計業者及び電気、機械設備等の点検業者から個別に聞き取りを実施

<徳田児童館>

年度	建築年数	部位				
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
令和3年度	34年					
令和4年度	35年	屋根塗装	外壁塗装	仕上げ修繕	暖房交換	
令和5年度	36年				暖房交換	
令和6年度	37年					
令和7年度	38年				エアコン交換	

※施設設計業者及び電気、機械設備等の点検業者から個別に聞き取りを実施

<煙山児童館>

年度	建築 年数	部位				
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
令和3年度	35年					
令和4年度	36年				エアコン交換	
令和5年度	37年	屋根塗装	外壁塗装	仕上げ修繕	暖房交換 エアコン交換	
令和6年度	38年					
令和7年度	39年					

※施設設計業者及び電気、機械設備等の点検業者から個別に聞き取りを実施

<不動児童館>

年度	建築 年数	部位				
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
令和3年度	30年					消防設備機器 交換
令和4年度	31年					
令和5年度	32年				暖房交換	
令和6年度	33年	屋根塗装	外壁塗装	仕上げ修繕		
令和7年度	34年				エアコン交換	

※施設設計業者及び電気、機械設備等の点検業者から個別に聞き取りを実施

<矢巾東児童館>

年度	建築 年数	部位				
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
令和3年度	16年					
令和4年度	17年					
令和5年度	18年				暖房交換	
令和6年度	19年					
令和7年度	20年	屋根塗装	外壁塗装	仕上げ修繕	エアコン交換 暖房交換	消防設備機器 交換

※施設設計業者及び電気、機械設備等の点検業者から個別に聞き取りを実施

4-3 実施計画の運用方針

(1) 推進体制等の整備

本計画を継続的に運用していくために、担当課及び施設が情報を共有し、本計画を町全体の取り組みとして推進するため、推進体制の構築を図ります。

また、本計画を効率的に実施するためには、予算編成部署との連携が必要不可欠であることから、本計画により必要となる費用について、町全体の財政状況を踏まえ予算確保に努めます。

なお、財政状況によっては施設管理に支障がない範囲で計画の変更も検討します。

(2) 施設維持修繕台帳の構築

本計画を継続的に維持管理・運用していくために、施設維持修繕にかかる施設整備台帳を作成します。

台帳作成に当たっては、園舎のほか付帯施設や設備を対象として、園からの改善要望や施設、設備の保守点検の結果を蓄積し、維持修繕計画に反映していきます。

また、これからの修繕履歴を含め、本計画で取りまとめた維持管理計画を一括管理できるように反映させながら運用します。

(3) フォローアップ

児童福祉施設長寿命化計画については、長期間の取組となるため、社会経済情勢や地域環境の変化などが予想されることから、計画期間の範囲内であっても定期的に計画の達成状況等について正確に把握し、5年ごとにフォローアップを実施します。

また、突発的な社会的要請に伴い、機能を向上させるための費用が増えることも考慮する必要があります。そのため、PDCAサイクルの考え方に基づく事業推進に取り組みます。特に、計画の見直しにあたっては、長寿命化の実施状況、施設の劣化状況を再評価し、事業実施計画の再検討を行います。